各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　御 中

← 厚生労働省　認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保の徹底について」

計３枚（本紙を除く）

Vol.1508

令和８年６月３日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-3595-2889（内線 3936、3877）
FAX：03-3503-7894

事　務　連　絡
令和８年６月３日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）　御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保の徹底について

平素より介護保険行政の推進につきまして御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、埼玉県川口市において、介護支援専門員が利用者宅で危害を加えられ、死亡する事件が発生しました。

本件は現在警察による捜査が進められているところであり、詳細な経緯等は明らかではありませんが、このような事件を未然に防ぐため、介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保を図ることが重要です。

介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保に関する対策について、以下のとおり整理しましたので、各都道府県・市町村におかれては、改めて確認・留意いただき、管内の居宅介護支援事業所等に周知いただくとともに、関係機関と連携の上、必要な対策を積極的に講じていただく等、介護支援専門員の十分な安全確保を図るよう、お願いいたします。併せて、その他の介護従事者についても、引き続き必要な安全確保策が図られるようお願いいたします。

なお、今回の事案を受けて、一般社団法人日本介護支援専門員協会から、別添のとおり声明文が公表されています。厚生労働省としても、同協会を始めとする関係者と連携しつつ、引き続き介護支援専門員等の安全確保に係る取組を推進してまいります。

１．介護サービス事業者による安全確保

（１）利用者や家族等との間で深刻なトラブルになるおそれがある事案に係る安全確保対策については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」等の解釈通知において、介護サービス事業者が講ずることが望ましい措置を明確化しているところ、令和７年６月に成立した「労働施策

の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第 63 号）」において、カスタマーハラスメントの防止のため、雇用管理上必要な措置がすべての事業主に義務付けられたところです（令和８年 10 月施行）。

（２）事業主による雇用管理上の措置については、介護事業者向けの対応マニュアル等によりお示ししており（※）、特に、

・　介護事業者がハラスメントに対応するためには、個々の職員で対応するのではなく、組織として必要な体制を構築し、あらかじめリスク要因の把握を行い、ハラスメントの予防や対策に向けた基本方針や具体的な対応について検討すること

・　個々の事業所だけでの対応が困難な場合に備えて、近隣の他の施設等との情報共有の機会を作るために、地域ケア会議での共有、医師等の他職種、保険者、地域包括支援センター、保健所、地域の事業者団体、法律の専門家又は警察等への相談・連携等、日頃から地域の関係者と連携して、相談や地域全体で対応できる体制を築いておくこと

が重要です。

２．対策実施のための国による支援

（１）暴力への対応を含め、介護現場でのハラスメント対策を推進するため、厚生労働省において、「地域医療介護総合確保基金」により、自治体が介護従事者等に対して実施する研修や相談窓口の設置等に対する助成を行っています。

（２）また、介護支援専門員の安全確保のため、利用者宅に複数名で訪問する場合の経費（介護支援専門員等の同行訪問による経費）については、令和７年度補正予算（令和８年度に繰越済み）に計上している「地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業」の中の「介護支援専門員業務負担軽減支援事業」（地域医療介護総合確保基金の中の「地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業」も同様）を活用することが可能です。

※　利用者又は利用者の家族等からのハラスメントに関しては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」や管理者・職員向けの研修用の手引き、介護現場におけるハラスメント事例集を作成し、厚生労働省 HP(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)において周知を行っています。

（別添）

令和８年６月２日

声　明

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会　長　柴口　里則

令和８年６月１日に発生しました、埼玉県川口市における介護支援専門員の殺害事件について、深い哀悼の意を表します。
亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族及び関係者の皆さまに心よりお悔やみ申し上げます。

本件は現在、警察による捜査が進められており、詳細な経緯や背景については明らかになっておりません。当協会としても、憶測に基づくコメントは差し控え、捜査の進展を注視してまいります。

このような事件はいかなる事情があるとしても、断固として許されるものではありません。国民の福祉の増進のために尽力している専門職として、その善意を踏みにじる行為と言わざるを得ません。私たちは、このような事件に屈することなく、これからも高齢者およびその家族の生活の安寧のために邁進してまいることを、ここに宣言いたします。

最後に、今回の事件により不安を抱えている全国の介護支援専門員の皆さまに対し、当協会としても、訪問時の安全確保に関する実務的な支援を強化し、必要な取り組みを進めてまいります。

以上